# 「学び」ツーリズム開発・推進事業 業務委託仕様書

### 1 業務名

「学び」ツーリズム開発・推進事業

### 2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日(金)まで

#### 3 目的

銚子市では、歴史文化や自然を「学び」の素材としてジオパークや日本遺産の仕組みを活用し、教育活動に取組んでいる。その中で、各世代に対応した「学び」のプログラムも構築されており、年々利用者が増加しているが、現時点ではツーリズムとして地域振興への波及が見受けられない。そのため、銚子資産を活かした各世代に応じた教育旅行※1を戦略的に実施することにより、地域振興につながるように成長させていくことが重要である。

そのため、ツーリズムとして地域振興への波及効果を生み出すために必要な旅行商品の開発やプロモーションを推進していくために必要な事業を実施する。

#### ※1 教育旅行について

「教育旅行」は、教育上の目的で実施される旅行で、学校行事として行われる修学旅行や宿泊学習等である。 本事業でいう「教育旅行」とは、その対象を児童・生徒に限らず、老若男女、各世代に応じた「学び」の視点 を備えた「旅行」という意味で用いている。

### 4 業務内容

上記の目的を達成するため、以下の(1)から(3)までの業務を実施すること。

#### (1) 教育旅行の商品開発及び販売促進

## ①旅行商品の開発

ア. 旅行商品の企画・開発

委託者が令和4・5年度で造成した体験コンテンツを活用して、学校及び教育団体等を対象とした「教育旅行」及び成人を対象とした「個人」用の学び旅のテーマを設定し、各テーマに沿った旅行コースを企画し、(1)-②-アの業務を経て、委託期間中に販売開始できるようにすること。企画内容については受託者が委託者である協議会及び地域プレイヤー等を集めたワークショップなどの意見交換の場を複数回開催する中で委託者等とともに検討し、その内容を旅行会社等、旅行関連専門家に意見を聴く機会などを設けて進め、受託者が取りまとめること。

造成するコース数は各対象最低2テーマ4コースとし、そのうち最低1コースは宿泊施設と連携した宿泊を伴う商品を造成すること。

イ. 販売促進強化のための Web サイトリニューアル

委託者が運用している Web サイト「銚子時間。」を令和5年度に作成した「提案書」を踏まえて、委託者等と十分協議した上で旅行業者及び個人等に対して効果的な情報発信ができ、マーケットに流通させるために必要な機能を加えたリニューアルを行うこと。その際、リニューアルサイトの構成やデザイン、実装する機能についての設計も行うこと。

### ②モニターツアーの実施

ア. モニターツアーの実施

(1)—①一アで企画・開発したテーマ・コースを基に旅行商品として販売できるように整理した上で、 そのうち2つのコースを活用してモニターツアーを実施すること。モニターツアーは、日帰りの「児 童・生徒向けの教育旅行」と宿泊の「大人の学び旅」を想定し、委託者と十分協議した上で対象者等を 決定し、招聘すること。また、実施結果から課題の抽出と解決策を整理し、それらを反映して令和7年 度から販売できるようにすること。

### (2) プロモーション

## ①広報・プロモーション

受託者は(1)—①—アで造成した旅行商品を販売するにあたり、旅行会社のWebページやカタログでの掲載などに必要な素材を制作し、広報活動を実施すること。

## ②商談会等への参加

受託者は(1)-①-アで造成した旅行商品及び(1)-②-ア、(2)-①を踏まえた営業用資料を作成し、旅行商品のターゲットごとに合った商談会や旅行会社への営業を2回以上行う。

### (3) 運営体制の整備

## ①パートナーシップ構築事業

(1)—①一イによってリニューアルした Web に掲載するコンテンツについて、委託者や地域プレイヤーなどが作成・アップできるよう、環境を整備し、実装すること。更新方法等の運用に関する情報を委託者及び地域プレイヤーが共有できるようマニュアルを作成し、操作研修を行うこと。また、来年度以降、委託者等でコンテンツの追加が行えるよう、受託者は関係者間でコンテンツの内容・掲載計画等を本年度内に制作し、合意形成を図ること。

### 5 成果品の提出

受託者は、次の資料一式をファイル等にまとめて提出すること。また、電子データについても DVD 等にまとめたものを提出すること。

- (1) 業務実績報告書 1部
- (2) 各種報告書及び説明書 1式
  - ①旅行商品企画 · 開発

ワークショップ開催内容及び造成した旅行商品の説明をまとめたもの

②販売促進及びパートナーシップ構築(Web 関係)

協議録、情報発信強化計画書、サイト構成図、機能説明書、操作マニュアル Web ページデータ、Web サイト、使用したデザイン及び画像

③モニターツアー

実施報告書

④広報・プロモーション

実施報告書(販売に必要な素材等も含む)

- ⑤商談会等 参加報告書
- (3) 打ち合わせ記録 1式
- (4) 上記電子データ 1式

※電子データは画像データではなく、編集可能なフォーマットのものとする。

### 6 実施体制

受託者は総括責任者を1名配置し、委託者並びに委託者が事業の実施に当たり必要であると認める関係者等とともに打合せを行い、進捗や業務内容について協議及び報告を行いながら事業を推進していくこととする。打ち合わせの時期や頻度については、7-(1)で作成を規定している業務計画書のなかで具体的に検討し、契約後、事業開始前までに委託者の了解を得て設定すること。

また、事業の一部を再委託する場合には、委託先及び業務の内容について委託者と協議するとともに、事業の遂行に支障をきたさないよう進行監理等を徹底すること。

### 7 関係書類の提出

受託者は、次の関係書類を作成し、提出するものとする。

(1) 業務計画書・業務着手及び主任技術者届

受託者は、委託者と協議の上、本事業の実施方法や工程表・スケジュールを明記した業務計画書を提出 し、委託者の承認を受けなければならない。また、業務計画書に変更が生じる場合は、事前に委託者の承 認を受けるものとする。

(2) 実施報告書

受託者は、本事業についての実施報告書を提出するものとする。

(3) その他

受託者は、委託者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

### 8 資料等の貸与

委託者は、所有する資料のうち当該業務に必要なものは、受託者に貸与するものとする。受託者は、これを適切に管理し、業務完了後には速やかに返却するものとする。

## 9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者は、銚子市個人情報保護条例(平成15年銚子市条例第4号)その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分に留意し、個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(2) 著作権等

成果物に関する著作権は全て委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由に行うことができるものとする。

第三者からの異議の申立て、紛争の提起について、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。(成果物の権利にあたって、第三者が保有し、委託者に帰属することができない権利がある場合は、あらかじめ委託者に報告すること。)

本業務により得られた成果物及び資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいをしてはならない。

(3) 危機管理

本事業を行うに当たっては、様々な障害、事故、災害などの緊急事態が発生した場合においても、業務 の遂行に支障をきたすことが無いよう十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

### 10 検査

本業務は、成果物を納品し、委託者の検査合格後、完了とする。

また、業務完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、委託者の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

#### 11 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに法令上の責任を負うものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ、別途定めるものとする。